資　　料

機械受注統計調査報告（平成21年11月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。なお、公表については、季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の対照表を参照）。この間、新産業分類による計数は統計表のなかで参考表章する。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成20年10～12月	21年1～3月	4～6月	7～9月	21年8月	9月	10月	11月
受注総額	57,696	48,391	45,350	50,057	16,255	17,232	17,786	16,356
	(－20.1)	(－16.1)	(－6.3)	(10.4)	(－1.9)	(6.0)	(3.2)	(－8.0)
	〔－28.0〕	〔－39.7〕	〔－42.6〕	〔－30.2〕	〔－31.9〕	〔－26.6〕	〔－12.2〕	〔－9.2〕
民需	27,966	26,030	25,684	25,064	8,637	8,513	8,382	7,097
	(－14.7)	(－6.9)	(－1.3)	(－2.4)	(9.2)	(－1.4)	(－1.5)	(－15.3)
	〔－22.2〕	〔－28.9〕	〔－28.0〕	〔－23.2〕	〔－18.8〕	〔－19.9〕	〔－17.3〕	〔－18.3〕
〃（船舶・電力を除く）	24,398	21,984	20,898	20,708	6,681	7,380	7,045	6,253
	(－15.1)	(－9.9)	(－4.9)	(－0.9)	(0.5)	(10.5)	(－4.5)	(－11.3)
	〔－23.7〕	〔－29.4〕	〔－33.4〕	〔－27.3〕	〔－26.5〕	〔－22.0〕	〔－21.0〕	〔－20.5〕
製造業	9,941	6,851	7,590	6,926	2,346	2,343	2,939	2,403
	(－22.4)	(－31.1)	(10.8)	(－8.7)	(4.9)	(－0.1)	(25.4)	(－18.2)
	〔－33.1〕	〔－51.0〕	〔－47.0〕	〔－45.7〕	〔－42.1〕	〔－44.2〕	〔－26.7〕	〔－17.6〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,381	15,088	13,266	13,919	4,368	5,154	4,260	3,807
	(－10.0)	(4.9)	(－12.1)	(4.9)	(－0.6)	(18.0)	(－17.3)	(－10.6)
	〔－15.8〕	〔－12.8〕	〔－23.7〕	〔－12.0〕	〔－13.9〕	〔－3.0〕	〔－13.3〕	〔－22.1〕
官公需	6,640	6,706	7,558	8,423	2,897	2,405	2,058	2,331
	(－1.2)	(1.0)	(12.7)	(11.4)	(－7.2)	(－17.0)	(－14.4)	(13.3)
	〔－8.4〕	〔－2.0〕	〔7.0〕	〔20.5〕	〔30.6〕	〔7.0〕	〔－7.1〕	〔－0.8〕
外需	20,755	12,015	11,271	15,973	4,636	5,839	6,731	6,241
	(－31.3)	(－42.1)	(－6.2)	(41.7)	(－15.7)	(25.9)	(15.3)	(－7.3)
	〔－38.5〕	〔－63.7〕	〔－65.7〕	〔－46.8〕	〔－54.4〕	〔－41.9〕	〔－4.5〕	〔0.7〕
代理店	2,526	2,114	1,778	2,029	675	704	719	748
	(－15.7)	(－16.3)	(－15.9)	(14.1)	(3.7)	(4.4)	(2.1)	(4.0)
	〔－19.3〕	〔－35.7〕	〔－44.9〕	〔－32.4〕	〔－28.6〕	〔－31.7〕	〔－22.4〕	〔－8.9〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成20年10～12月	21年1～3月	4～6月	7～9月	21年8月	9月	10月	11月
Ⅰ製造業計	－22.4	－31.1	10.8	－8.7	4.9	－0.1	25.4	－18.2
1繊維工業	－3.4	－30.7	－24.6	15.8	5.2	10.7	－8.5	12.3
2紙・パルプ工業	－14.5	－29.2	－18.6	34.4	7.4	－20.1	－1.9	3.3
3化学工業	－3.2	－15.4	－8.9	－10.0	3.4	3.4	21.1	－16.4
4石油・石炭製品工業	－18.5	－42.7	77.0	－45.6	－48.8	－54.1	98.8	－16.4
5窯業・土石	－31.1	－16.5	－5.1	3.0	－28.6	53.6	－29.2	25.8
6鉄鋼業	59.5	－53.3	－37.3	11.7	44.7	6.2	－19.2	－18.1
7非鉄金属	12.8	－31.1	303.6	－64.6	－10.3	3.6	－25.0	10.1
8金属製品	－24.8	－31.1	－4.3	11.7	24.6	21.5	－15.6	86.2
9一般機械	－30.5	－27.5	－6.5	－22.8	－0.8	32.5	2.4	19.8
10電気機械	－35.0	－28.2	8.5	9.8	－2.0	6.1	11.0	－5.8
11自動車工業	－39.9	－49.8	25.4	0.6	20.7	4.0	－0.6	7.6
12造船業	－18.7	－17.2	15.5	2.7	－26.4	31.0	9.8	－57.9
13その他輸送機械工業	－13.7	－12.1	23.8	－15.2	67.8	－35.8	59.9	－31.7
14精密機械	－39.6	－29.5	－5.6	30.5	16.1	－4.1	184.9	－55.3
15「その他製造業」	11.4	－35.9	7.7	－5.2	13.3	－24.4	118.4	－48.5
Ⅱ非製造業計	－10.0	2.9	－0.9	－0.5	10.7	－2.6	－11.2	－13.3
16農林漁業	－7.5	7.1	－8.6	21.2	3.5	35.6	－11.1	－19.9
17鉱業	－33.4	－29.7	12.8	42.7	－11.6	361.9	－72.6	152.3
18建設業	－12.5	－13.7	－21.3	8.5	－6.8	26.5	－13.0	－14.5
19電力業	－10.4	5.2	44.9	－18.6	38.9	－50.4	16.9	－14.1
20運輸業	－6.6	37.4	－35.2	5.7	37.3	0.1	－17.6	－7.6
21通信業	－12.1	－0.7	7.2	－6.4	－13.0	45.2	－26.4	－17.9
22金融・保険業	－11.5	－2.1	－9.4	13.4	－19.1	－5.6	－20.0	－8.4
23「その他非製造業」	－7.3	8.0	－18.1	8.3	17.8	6.1	－8.4	－2.4

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「電気機械」には、「情報通信機械」を含む。

３．「その他製造業」には、「新聞・出版業」、「食品工業」、「ゴム・皮革」を含む。

４．「その他非製造業」には、「卸・小売業」、「不動産業」、「情報サービス業」、「リース業」を含む。

公　　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年１月26日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年１月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日鉄エンジニアリング株式会社　代表取締役　羽矢　　惇　東京都品川区大崎１－５－１　国土交通大臣許可（特－18・20）第21715号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。